

医療費等明細書の交付申請をされる方へ（本人用）

1. 交付申請ができる方

- (1) 被保険者本人
- (2) 被保険者本人が成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) 被保険者本人から交付申請について委任を受けた代理人（任意代理人）

2. 交付に係る注意点

- (1) 個人のプライバシー保護の観点から、申請者や代理人が本人であることを証明する必要書類の提示又は提出を求めています。必要書類については、「3. 交付に必要な書類等」をご覧ください。
- (2) 医療費等明細書の申請は、長崎県後期高齢者医療広域連合又は各市町の担当窓口で行うことができます。
- (3) 医療費等明細書は、郵送又は窓口での交付となります。
郵送の場合は、郵送料の実費負担が必要なため、110 円切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。
窓口交付の場合は、長崎県後期高齢者医療広域連合又は各市町の担当窓口での交付となりますが、後日の交付となります（即日交付はできません）。

3. 交付に必要な書類等

- (1) 医療費等明細書交付申請書（申請書裏面の記入例をご参照の上、ご記入ください）
- (2) 交付申請を行う方の本人確認ができる書類（下記参照）
- (3) 110 円切手を貼付した返信用封筒（郵送による交付をご希望の場合）

■ 本人確認のために必要な書類

公的機関が発行した書類が必要になります。被保険者本人以外の者（法定代理人、任意代理人）が申請する場合は、これらに加えてアに掲げる書類が必要となります。

例) 本人確認のために必要な書類

マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、旅券その他官公署の発行した免許証等

ア. 上記以外に必要な書類

被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人が申請する場合

※ 被保険者本人が成年被後見人であること及び交付申請をする方が成年後見人であることが確認できる次のいずれかの書類（①～③は交付申請をする日の前 30 日以内に作成されたものに限る）

- ① 戸籍謄本（抄本）
- ② 後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書
- ③ 家庭裁判所の証明書
- ④ その他法定代理関係を確認できる書類

被保険者本人から医療費等明細書の交付手続きに関する委任を受けた代理人の場合

※ 被保険者本人の署名した委任状（交付申請書）

医療費等明細書の交付申請をされる方へ（遺族用）

1. 交付申請ができる方

- (1) 遺族（被保険者の父母、祖父母、配偶者、子又は孫）
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) 遺族から交付申請について委任を受けた代理人（任意代理人）

2. 交付に係る注意点

- (1) 個人のプライバシー保護の観点から、申請者や代理人が本人であることを証明する必要書類の提示又は提出を求めています。必要書類については、「3. 交付に必要な書類等」をご覧ください。
- (2) 医療費等明細書の申請は、長崎県後期高齢者医療広域連合又は各市町の担当窓口で行うことができます。
- (3) 医療費等明細書は、郵送又は窓口での交付となります。
郵送の場合は、郵送料の実費負担が必要なため、110円切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。
窓口交付の場合は、長崎県後期高齢者医療広域連合又は各市町の担当窓口での交付となりますが、後日の交付となります（即日交付はできません）。

3. 交付に必要な書類等

- (1) 医療費等明細書交付申請書（申請書裏面の記入例をご参照の上、ご記入ください）
- (2) 交付申請を行う方の本人確認ができる書類（下記参照）
- (3) 110円切手を貼付した返信用封筒（郵送による交付をご希望の場合）

■ 本人確認（申請者）のために必要な書類

公的機関が発行した書類が必要になります。遺族以外の者（法定代理人又は任意代理人）が申請する場合は、これらに加えてア、イに掲げる書類が必要となります。

例) 本人確認のために必要な書類

マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、旅券その他官公署の発行した免許証等

ア. 被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類（交付申請をする日の前30日以内に作成されたものに限る）

※高額療養費の法定相続人であれば省略できます。

戸籍謄本（抄本）

イ. 上記以外に必要な書類

遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人が申請する場合

※ 遺族が未成年又は成年被後見人であること及び交付申請をする方が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることが確認できる次のいずれかの書類（①～③は交付申請をする日の前30日以内に作成されたものに限る）

- ① 戸籍謄本（抄本）
- ② 後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書
- ③ 家庭裁判所の証明書
- ④ その他法定代理関係を確認できる書類

遺族から交付申請について委任を受けた代理人が申請する場合（任意代理人）

※ 交付申請をする方が任意代理人であることが確認できる次の書類
○遺族の署名のある委任状（交付申請書）